

戦国期美作国における中小領主の特質

渡邊 大門

〔抄録〕

美作国は古くから「境目の地域」と言われており、戦国期以降は
尼子氏、毛利氏そして織豊期には織田氏などの大勢力の侵攻をたび
たび受けていた。そして、何よりも美作国には、強大な領主権力が
存在しなかったことが知られている。南北朝期以降、主に山名氏や
赤松氏が守護として任命されたが、その関連史料はほとんど残って
いないのが実状である。本稿で述べるとおり、美作国には中小領主
が数多く存在し、各地で勢力を保持していた。彼らは判物を発給
し、配下の者に知行地を給与するなど、一個の自立した領主であっ
た。その勢力範囲は居城を中心としたごく狭い範囲に限られていた
が、交通の要衝に本拠を構え、流通圏や経済圏を掌握したものと考

えられる。

近年における戦国期の領主権力の研究では、一国あるいは数ヶ国
を領する大名はもちろんであるが、一郡あるいは数郡程度を領する
領主にも注目が集まっている。しかし、美作国ではそれらを下回る
一郡以下を領する例が豊富である。そこで、本稿では斎藤氏、芦田
氏の事例を中心とし、その所領構成や在地支配また地域社会との関
わりを分析することにより、戦国期美作国における中小領主の特質
を明らかにすることを目的とする。

キーワード 戦国期、美作国、中小領主、地域社会、境目の地域

一 はじめに

美作国の中小領主の研究は、そう多いと言えない。戦国期美作国にお
ける中小領主の研究は、長谷川博史の優れた分析によって、その端緒が

開かれたといってもよい。^①

長谷川註(1) 論文Aでは、尼子氏が美作国へ侵攻した天文元年
(一五三三)段階において、三浦氏ら美作国人衆の抵抗は根強かったと
指摘する。しかし、天文十七年(一五四九)頃に尼子氏が美作国西部の

三浦氏を制圧・掌握すると、美作国人領主層の統制は飛躍的に強化され、やがて美作国東部の倉敷城主江見氏に及んだ。さらに、江見氏は吉野川流域の河川水運と関わりを持ち、小坂田氏ら在地領主層を主従制的支配下に組み込み支配を展開したと論じている。この中で、江見氏(高田城主三浦氏も)が交通の要衝地に本拠を構え、流通・経済に深く関わっていたことを指摘した点は重要である。

さらに長谷川註(1)論文Bでは、永祿年間に美作国における中小領主江見久盛が倉敷周辺の在地領主層を主従制的支配下に組み込み、尼子氏と結びつくことよって美作国東部に支配権を広げたことを指摘した。また、江見久盛と尼子氏の家臣川副久盛が別人であることも論証している。かくいう筆者も長谷川の業績に導かれ、美作国における奉公衆の分析を行ったことがある²⁾。

二つの長谷川論文が明らかにしたように、美作国の中小領主が規模の小さな在地領主層を配下に組み込み、また流通・経済に深く関わっていたという分析は、その特質を考えるうえで重要な指摘であった。一方で、美作国には多様な領主が存在するにも関わらず、検討の素材になり得なかったのも現段階における研究状況の現実でもある。その一因は史料の少なさに集約されるが、美作国の中小領主が興味深い存在であることは事実である。

そこで、本稿では史料的に恵まれないという事情があるが、最初に美作国小田草城主齋藤氏そして岩屋城主芦田氏を中心に据えて、その所領構成や在地支配また地域社会との関わりを検討することとしたい。残念ながら、齋藤氏・芦田氏に関する先行研究は皆無に等しく、古く寺阪五

夫の記述があるのみである³⁾。そのような史料的研究史的な限界がみられるが、齋藤氏・芦田氏の発給文書はその存在形態を知るうえで貴重な内容を含んでおり、特質をよくあらわしている。

次に、永祿末年に毛利氏・浦上氏が美作に進駐して以降の中小領主の動向、および原田氏や江原氏を事例とした所領構成や在地支配そして地域社会との関わりについても、分析を行うこととする。そして、長谷川らの諸研究を踏まえ、美作国における中小領主の特質を明らかにすることを目的とする。なお、巻末に美作国における関係略図を付したので、あわせて参照いただけると幸いである。

二 小田草城主齋藤氏の事例

齋藤氏は、美作国小田草城主(現岡山県鏡野町)として知られている。寺阪註(3)著作によると、小田草神社には梵鐘が残っており、その銘には次のとおり刻まれている。

美作国野介庄、小田草大明神、全天長地久、御願円満、庄内安穩、
万民与楽御志為也、

貞治七年三月廿四日

小田草城主齋藤二郎⁴⁾

今のところ、これが齋藤氏に関する最も古い記録といえる。この銘が正しいとするならば、齋藤氏は南北朝期をさかのぼる頃から小田草に本拠を構えていたことになる。しかし、野介荘に関しては、荘園として史料には見えず、本史料をもって初見とする。以後も永祿年間に至るまで野介荘の記録は断絶し、その様相は明らかでない。また、この時代にお

ける「小田草城主」という表記も検討を要すると考えられ、本史料の信憑性は若干の疑義を認めざるを得ない。後に、齋藤氏は奥津町の西屋城に移ったといわれているが、その辺りの経緯はあまり詳らかでなく、残念なことに齋藤氏の出自は不明な点が多いのである。

小田草城は、現在の岡山県鏡野町に所在する。近くには広大な奥津湖があり、吉井川と香々美川が流れている。近世初期には高瀬舟が通っており、河川交通の拠点であった。城の周囲は山林に覆われているが、山中にありながらも豊かな湖からの資源や山林資源に恵まれていた。陸路は因幡街道にも面しており、交通の便に優れていたといえる。他の美作国の中小領主と同様に、齋藤氏の本拠は豊かな資源と交通の便に恵まれていたと考えられる。

ところが、齋藤氏の発給文書は大変少なく、次のものが初見となる。

為加給大野・軽屋之内六郎左衛門分之事、合力仕候、但田数者壹町

貳反たるへく候、然上者、弥奉公之忠儀肝要之者也、

天文二十三

二月十三日

實秀(齋藤)

櫻井與十郎殿(5)

この史料は、齋藤實秀が大野(荘) 軽屋の内の六郎左衛門分を櫻井與十郎に給与したものである(田数一町二反)。この六郎左衛門は百姓であり、齋藤氏は百姓の土地面積を把握していたのである。大野荘は、香々美川中流域に存在した荘園である。英田郡の大野荘と区別するために、「西大野荘」と称されることもあった。軽屋は大野荘を構成する地名の一つである。次に、櫻井氏の詳細は不明であるが、苦田郡またはそ

の周辺の在地領主であることは間違いない⁽⁶⁾。つまり、齋藤氏は在地領主に知行地を給付しうる、有力な領主であった。そして、発給文書の形式も書状ではなく、直状形式となっていることは注目すべきところである。齋藤氏による知行地給与の背景については、どのように考えるべきであろうか。以下、長谷川註(1) 論文Aを参考に、考えてみたい。天文二十年(一五五一)以降、出雲国尼子氏は美作・備前両国へ侵攻し、浦上宗景との対決姿勢を強めていた。そのような状況下において尼子氏は、天文末年頃に三浦氏、江見氏、草薙氏、原田氏などを次々と配下に収めた。当然、その中には齋藤氏も含まれたと考えられる。

つまり、櫻井氏への知行地付与は、齋藤氏が尼子氏に従って浦上氏と交戦した際、その戦功として与えられたものと考えられよう。齋藤氏は、周辺の在地領主に軍勢動員をかけることが可能な存在だったのである。通常ならば、軍功に対する知行地の付与は、尼子氏によって行われるべきものである。しかし、知行地付与が齋藤氏から行われていることから、齋藤氏は尼子氏の完全な支配下に収まるのではなく、自立的な様相を多分に残していたと考えられる。つまり、支配下というより、連携といったほうが適切である。

そうした事実を裏付けるのは、次の史料である。

今度於岩尾山表、實次(齋藤)鐘渡候之処、脇二而前鐘被仕候段、寔忠節

無比類次第候、就夫為加給薪郷之内平嶋分田数壹町合力仕候、全領

知肝要候、於向後も弥忠儀專一者也、仍如件、

永祿二

十二月十八日

實秀(齋藤)

櫻井藤兵衛殿⁷⁾

史料中の岩尾山は、医王山城のことである。医王山城は現在の津山市吉見に所在した城であり、美作国東部に位置する。實次とは、實秀の弟であったといわれている。櫻井藤兵衛はこの戦いで軍功をあげ、薪郷の内平嶋分田数一町を實秀から給与されたのである。この場合も、土地面積によって給与されている。齋藤氏、櫻井氏ともに尼子側で戦ったことは、尼子氏の家臣牛尾氏が櫻井氏に与えた書状により明らかである⁸⁾。また、薪郷は現在の鏡野町薪森原に比定され、やはり齋藤氏の居城小田草城の近くにあった。

次に、太田氏の事例を取り上げることにはしたい。

今度者於三星城表、被及合戦高名誠無比類候、就夫香々美地藏院之内則延名差遣之候、弥忠儀⁹⁾肝要之者也、仍如件、

永禄九

正月十一日

親實^(直傳)

太田新九郎殿⁹⁾

長谷川註(1) A論文によると、尼子氏は浦上氏・後藤氏と永禄九年初頭くらいまで交戦状態にあったと指摘している。この史料は、齋藤氏が太田氏を伴って、後藤勝基の籠もる三星城を攻撃し、その戦功を賞したものである。差出人の親實は、實秀の子息になると考えられる。そして、太田氏に対して、香々美地藏院の内則延名を給与しているのである。この場合は、面積ではなく名という中世的な徴税の単位で給与されている。香々美地藏院は、香々美川中流域に位置し、やはり齋藤氏の居城小田草城に近い場所にある。香々美は香美荘のことであり、古くは勧修寺

領であった。齋藤氏は実体のなくなった寺領を収公し、その一部を自らの所領に転化させたのであろう。

後述するとおり、永禄末年頃になると、齋藤氏の動向はあまりわからなくなる。しかし、新たに登場した毛利氏の将である中村頼宗は、櫻井藤兵衛に対して、次の文書を発給している。

為贈所、大野・軽屋之内貳拾貫文前相計訖、仍一行如件、

天正九

九月二十二日

頼宗^(中村)

櫻井藤兵衛殿¹⁰⁾

当時、中村頼宗は毛利氏の将として宇喜多氏と攻防を繰り返しており、美作国岩屋城を本拠としていた。櫻井氏は毛利氏方につき、中村氏から大野・軽屋の中から二十貫文を与えられたのである。この二十貫文は、段銭による給与である可能性が高い。さらにその翌日、櫻井藤兵衛は久田地頭分の内として、行吉名、友宗名、長真名から五貫文を給与されている¹¹⁾。久田は現在の岡山県奥津町に所在し、小田草城にも近い。このような点からして、櫻井氏も齋藤氏と同様に小田草城周辺に基盤を置いたことを改めて確認できる。

しかし、毛利氏と宇喜多氏の戦いが激烈さを増すと、状況に変化を見ることができるといえる。年末詳であるが、中村頼宗が櫻井藤兵衛の子息久次郎に宛てた書状には、久田地頭分の内から九石一斗を給与すると記されている¹²⁾。ただし、書状の後半部分では、「残壹石九斗前者、以明所急度可申附候」と記されている。当初、中村氏は十石を給与すべきところであったが、明所が不足していた。それゆえに、「残壹石九斗」に関しては、

明所が判明次第に給与するとしているのである。その理由は、いかなるものがあつたのであろうか。

中村頼宗が知行地を給与していたのは、櫻井氏だけでなかった。同じ頃、武本氏にも知行地を給与していたことを確認できる。場所は、大井荘、久田荘などの武本氏の支配領域に近いところが準備された。¹³しかし、岩屋城周辺の中小領主を味方に引き込むために、与えるべき知行地が不足したのは想像に難くない。恒常的な明所不足である。例えば、さらに後年の天正九年になると、中村頼宗は立石孫一郎に対し、倭文で五貫文、他所で五貫文、坪和で十貫文を給与している。¹⁴ところが、追而書の部分には「倭文五貫前、明所無之候者、反銭ニ而可相計者也」とある。やはり、明所不足が問題となっており、慢性化している様子をうかがえる。¹⁵

以上のように、斎藤氏は天文年間末期に突如として史上に姿をあらわすが、それは在地領主を束ねる存在であつた。斎藤氏は尼子氏に従つて浦上氏・後藤氏と戦うが、味方になつた領主には、自らの所領を分かち与えることになつた。その所領は、居城小田草城周辺に存在するものである。そのような事実を踏まえると、小田草城の周辺には、斎藤氏が独自の領を形成していたと考えざるを得ないであろう。¹⁶また、同地に進出した中村氏は、斎藤氏に代わり中小領主に知行地を給与することになつた。知行地は当然中小領主の勢力範囲に設定されたが、やがて明所不足に陥つた。美作国の中小領主が欲したのは、自らの支配領域に近い知行地だったのである。

三 岩屋城主菅田氏の事例

菅田氏については、斎藤氏と同様にその出自が明らかではない。史料上に登場するのは、永禄年間になつてからである。菅田氏も尼子氏の美作国侵攻に伴い、その配下にあつたと考えられる。後に岩屋城主（現在の津山市）となつたが、在城の期間など不明な点が多い。菅田氏の存在を考へるうえで重要なのは、次の史料である。

〔美作録封ウハ巻〕
〔墨引〕中尾四郎兵衛尉殿 菅田
御宿所 秀家

袖書者無之申候、かしく、

大井庄中岩永名之内、五郎太郎并兵衛太郎・同新二郎・左衛門四郎・藤四郎抱分等之事、名主依逐電当座預ケ申候、然上者諸公事納所等速御調肝要候、若右之衆召返儀共候者、無異儀何時も可被付返^{〔返付〕}候、乍去彼兩人前より本納返二反之事者有様ニ返不可仕間者、彼百姓以帰郷之上も為貴所之可有御進退、恐々謹言、

永禄参

二月廿四日

〔書印〕
秀家（花押）

この史料は中尾氏に対して、大井荘岩永名の内を預け置いたものであるが、事情はかなり複雑である。中尾氏に関しては不明な点が多いが、現在の岡山県美作市に中尾の地名があり、同地を出身とする在地領主であると考えられる。中尾氏は尼子氏と浦上氏との争乱の中で、菅田氏に従うようになったのであろう。大井荘は津山市西部の坪井・宮部付近にあつた荘園であり、近くには菅田氏の居城岩屋城があつた。この点に関

しては、斎藤氏と同じく居城付近に自領を保持していたといえる。

史料の内容に戻ると、大井莊岩永名の内五郎太郎以下五名の抱分につき、名主が逐電したために中尾氏に預けるとしている。「五郎太郎并兵衛太郎」と並列に記されていることから、彼ら二人は上層の百姓に位置付けられるであろう。そして、中尾氏に対して、諸公事の納所を速やかに行うように命じているのである。もし逐電した衆が召し返されたならば、返付してもよいとする。しかし、「彼兩人」＝「五郎太郎并兵衛太郎」は以前から年貢の納入が滞っているようで、仮に百姓が帰郷しても中尾氏が進退せよとしている。

こうした内容からすれば、尼子氏と浦上氏との争乱の中で、田島を捨てて逐電する名主の姿が浮かび上がってくる。そこで、芦田氏は中尾氏に大井莊岩永名内の名主職を「預け置く」と称して、年貢の徴収を行わせているのである。そして、逐電した百姓の帰住と耕作への従事を徹底しているのである。ここからは、在地領主を動員して、年貢徴収に動員させる芦田氏の姿を見ることが出来る。

同じ年の九月、芦田秀家は中尾四郎兵衛に対して、大井(莊)北方の内「紙屋分」と「難波分」を預けている。¹⁸⁾ ここでも芦田氏は中尾氏に、諸公事の速やかな納所を求めているのである。そして、永禄四年(一五六二)になると、大井(莊)北方で中尾氏に預け置いた名職と散田は、全体の三分の一に及んだという。¹⁹⁾ 加えて、未だすべての年貢が納入されていないので、中尾氏が未代まで抱えて諸公事を納所せよとしている。芦田氏による中尾氏への徹底した嚴命であった。中尾氏はこうして名職を獲得することにより、何らかの得分を得ていたのであるが、そ

の見返りとして諸公事の納入を求められたのである。では、こうした中尾氏の性格は、どのように考えるべきであろうか。この件に関しては、次のような興味深い史料がある。

作州西六郡商人問之儀、御弓箭以御本意上、可被仰付旨御意候、然者通路等之儀馳走肝要候、恐々謹言、

永禄六年

宇山右京亮

九月三日

誠明(花押)

中尾四郎兵衛殿

まいる²⁰⁾

作州西六郡とは、美作国の大庭、真島、久米北条、久米南条、西北条、西々条の六郡を示している。そして、『久世町史』の解説が指摘しているように、この史料は尼子氏家臣宇山氏が中尾氏に対し、作州西六郡での商人の統括権を付与したものである。つまり、中尾氏は単なる在地領主の地位に止まらず、商人的な性格をも持っていたことを意味する。永禄五年以降、尼子氏の勢力は急速に弱まったと指摘されているが、なお美作国東部の倉敷(江見氏など)などと協力関係を維持していた。したがって、この史料は美作東部から西部さらに出雲国へ抜ける出雲街道の確保を通して、商業的な利権の維持を企図したものであろう。

さて、その後の芦田氏の動向を示す史料に立ち返ってみると、次のものがある。

秀家已来於于今入魂之條、為加給、河内之内以有納所、二千五百疋進之候、百姓共可有領知候、自然彼地相違之儀候者被申知、可相計候、猶信濃守可申候、恐々謹言、

元亀二

蘆田^(音田)

九月晦日

正家(花押影)

宮川彦九郎殿

差出人の正家は、芦田秀家の後継者である。賀茂社領河内(荘)は現在の真庭市落合に所在した荘園であり、芦田氏の居城岩屋城とも近い距離にある。この史料は、正家が美作国の在地領主宮川氏に対し、河内(荘)の納所をもって二千五百疋を与えることを伝えている。史料中に「百姓共可有領知候」とあるように、単に河内を加給するだけでなく、あわせて百姓の領知・支配を命じてもいた。先に秀家が中尾氏を通して、百姓の掌握を行っていたように、宮川氏に対しても同様の手法を用いているのである。

以上、芦田氏の事例について、検討を行った。芦田氏は岩屋城を拠点として、大井(荘)、河内(荘)などに独自の所領を保持していたと考えられる。そして、芦田氏は彼らにその所領を給与するとともに、あわせて百姓支配をも申し付けていた。こうした事例から、芦田氏は一定度の百姓支配を貫徹していたと考えられる。そして、自領を配下の者に預け、何らかの得分を与えていたが、代わりに諸公事などの納入を求めたのであろう。

加えて在地領主である中尾氏は、商人的な性格を有するなど、特異な存在であったといってもよい。居城を中心にして、周囲に独自の領を持つ点においては、芦田氏は斎藤氏と同じ性格を持つと考えてよいであろう。

四 その他の中小領主の存在形態

(1) 尼子氏と浦上氏の争乱期における中小領主の動向

前節で触れたとおり、斎藤氏や芦田氏のように居城を構え、周辺に独自の領を保持する中小領主は、美作国の各地に根付いていた。では次に、尼子氏と浦上氏との争乱期において、彼らがどのように行動したかを取り上げて検討することとしたい。最初に掲出するのは、次の史料である。

今度備前衆退散刻、既社内可及破伐二候処ニ、相抱申故無異儀候、先以可然候、就其俵数百式拾俵之通雖押置候、為兩人対神慮寄進仕候、恐々謹言、

芦田備後守

秀家御判

十月十四日

斎藤河内守

実秀御判

総社各社家衆

まいる^②

史料冒頭の備前衆とは、浦上宗景の率いた勢力である。美作国総社は現在の津山市惣社に所在するが、ここを戦いの舞台として、尼子氏と浦上氏が交戦したのである。総社は一宮・中山神社や二宮・高野神社とともに、美作国の三社として厚い崇敬を受けていた。その際、総社は大きな損害を受けたようである。そこで、芦田・斎藤の両氏は、神慮に対して一二〇俵を寄進したのである。寺社の造営などに関しては、領主の役割として極めて重要であり、人心収攬を行ううえでも欠かすことがで

きなかった。

尼子氏が美作国に侵攻してから、一宮・中山神社では尼子氏が祭礼行事の実施を社家へ申し付けている⁽²³⁾。また、二宮・高野神社では社人給領の免除が行われている⁽²⁴⁾。さらに、木山寺においては社領役の免除と寄進が行われており、また禁制についても先規のごとく相違ないと伝えてい⁽²⁵⁾る。このように外部からやってきた尼子氏にとっても、寺社は重要な位置を占めていた。尼子氏の事例をもつても、先の芦田氏・斎藤氏の二人が寄進を行うことによつて、有力な領主と認識された証左ともなる。そして、次に示す史料は、当時斎藤氏が置かれた立場を物語っており興味深い。

高田御家之儀、宗景被得御意、御調之由可然存候、就夫吾等式事、貴殿御近之儀候条、被御進退之儀、随分無如在分才之可致氣遣候、若此旨於偽者、日本国中大小之神祇、殊二者当国三社 八幡大菩薩・

天満天神 愛宕大仙可蒙御罰存候、仍神文如件、

閏八月廿五日

親實(花押)

牧兵庫助殿参

〔毛ト社紙封切ウハ書 (墨引)〕

牧兵□助殿参

親實

斎藤玄蕃允

永禄九年十一月、尼子義久は毛利氏との戦いに敗れ、ついに滅亡することとなった。この史料はその前段階において、三浦氏が毛利氏・浦上氏方に属したものであるが、斎藤氏がその間を仲介していることがわかる。交渉の相手は、三浦氏配下の牧氏であった。この起請文によつて、斎藤氏はこれより早い時期に毛利氏・浦上氏方に転じたことが明らかで

ある。史料中に「被御進退之儀、随分無如在分才之可致氣遣候」とあるように、三浦氏の所領・諸職の確保に気遣いしていることがわかる。天文年間において、三浦氏が美作国における国人領主層の結集で大きな役割を果たしたことは、長谷川註(1)論文Aで指摘されている。しかし、尼子氏の衰退とともに、その役割は後退したといわざるを得ないのである。逆に、斎藤氏は三浦氏を討滅することなく、毛利氏・浦上氏方に引き入れた。この事実は、高田を本拠とする三浦氏を取り込むことによつて、美作国西部における地域秩序の安定化を図ろうとしたと考えられ評価できる。

しかし、美作国において毛利氏・浦上氏の立場が有利になったことは、永禄七年の段階から確認することができる。永禄七年十一月、奥津における神事をめぐつて、一宮・中山神社と二宮・高野神社が相論に及んだが、先規に任せる旨を傳達したのは小早川氏の配下にあった井上利宅であった⁽²⁷⁾。先規の内容とは、二宮・高野神社が奥津の神事を執り行うということである。一方、一宮・中山神社に対しては、毛利氏配下の満願寺宥勢が「新儀之取沙汰」を「不可然候」と一宮側に伝えてい⁽²⁸⁾る。そして、いずれの史料にも「芸州遂注進」あるいは「芸州へ注進可申候」とあるように、紛争解決をまとめるのは毛利氏であった。つまり、少なくとも美作国の一宮、二宮が所在する地域(中西部)では、毛利氏の勢力が浸透したといつても過言ではない。

永禄十二年ともなると、状況はさらに大きく変化を遂げることになる。同年、毛利元就は一宮・中山神社および総社の祭祀・修造等をそれぞれの社家に申し付けた⁽²⁹⁾。また同時に、毛利氏配下の平佐氏ら三名の連署状

によると、先の二社に加えて二宮・高野神社の祭礼・修造等が申し付けられ、合わせて社領の安堵も約束されているのである。この時点において、この三社が毛利氏に掌握されたことにより、美作の領主層の勢威は削減される。そして、最後まで毛利氏に抵抗した領主は、「牢人」とみなされるのである。³¹⁾

(2) 地域社会における中小領主―原田氏の事例―

美作国の中小領主は、地域社会の担い手でもあった。その点については、美作国誕生寺と関わりを持った原田氏の事例を取り上げてみたい。

美作国誕生寺は、現在の岡山県久米南町に所在する浄土宗寺院である。原田氏はいわゆる菅家一党の流れを汲むといわれているが、詳細は不明である。その本拠は、現在の岡山県美咲町原田であったと考えられている。原田氏は、この地に稲荷山城を築いたという。稲荷山城は因幡街道に面しており、備前国から美作国に至る交通の要衝であった。このような築城位置の条件は、他の美作国の中小領主と同じ条件である。

弘治二年（一五五六）三月、原田貞佐は誕生寺領として百石を都合し、寺僧中に懈怠がないように命じている。³³⁾ このように、原田氏は地域の寺院に寺領を寄進する領主であった。永祿十二年（一五六九）になると、原田氏は誕生寺御影堂建立の奉加を執り行っている。³⁴⁾ 願主は原田貞佐である。原田氏は十貫文を奉加しており、その一族や配下の者も一貫二〇〇文を奉加している。下男とされる人物についても、等しく同じだけの負担をしている。

そして、この奉加には、南庄衆（岡山県久米南町）、弓削庄衆（岡山

県久米南町）、埴和庄衆（岡山県久米南町）、打穴庄衆（岡山県久米南町）が加わっているのである。いずれも誕生寺周辺の地域である。その組織や実態は不明であるが、このように原田氏の周囲には、荘園の領域を単位とした領主連合的なものが組織されていたと推測される。

このうち南庄衆を率いていたのは河元五郎左衛門尉であり、弓削庄衆を率いていたのは難波十郎左衛門尉であったことがわかる。そして、難波十郎左衛門尉は、美作国豊楽寺の過去帳にその名が記載されており、原田氏と同じく美作国に基盤を持つ領主であった。³⁵⁾ また、埴和庄衆と打穴庄衆に関しては、名字のある者がいない。この事実によって、原田氏は周辺の中小領主を束ね、寺社奉加を実現しうる有力領主であったと認められる。御影堂建立は永祿五年から工事が始められ、大工二〇〇〇人、大鋸引五〇〇人、杣方八〇〇人、人足に至っては人数が不明であるというほどの人員が動員される大工事であった。これだけの大人数を動員できるから、原田氏の経済基盤は相当なものであったと推測される。

史料的な制約が大きく極めて乏しい事例であるが、原田氏は先に触れた斎藤氏や菅田氏と同じく、交通の要衝に城を構えた領主であった。そして、周辺の中小領主を従え、地域社会の核となる存在として、寺院の奉加も行った。しかし、この原田氏も決して安泰であったわけではなく、天正年間に至って、浦上宗景と宇喜多直家が対決の様相を呈していると、直家の勧誘に応じてその麾下に入った。³⁶⁾ 美作地域での抗争の激化によって、やがてはいずれかの勢力に併呑される運命にあったのである。

(3) 地域社会における中小領主―江原氏の事例―

ここで取り上げるのは、美作国久米北条郡山手里村に本拠を構えた江原氏の事例である。江原氏の事跡も史料が乏しく不明な点が多いが、江原親次は宇喜多氏と婚姻関係を結んだことで知られている。このように、美作国に限らず中小領主は、婚姻関係を通して勢力を維持・発展させたのである。

江原氏が史料に登場するのは、永正十八年(一五二一)のことである。同年三月、浦上村宗の配下である美作国守護代中村則久は、幻住庵に対して、倭文荘内の田畠二町三段を寄進している⁽³⁷⁾。幻住寺は、現在の岡山県久米郡美咲町に所在する曹洞宗寺院である。そして、倭文荘も幻住寺の近くに位置し、賀茂社領として存在した⁽³⁸⁾。中村氏は倭文荘の代官職を保持しており、毎年一八〇貫文を運上することを条件としていた⁽³⁹⁾。

江原氏は、中村氏の配下にあつて活動していたことがうかがえる。註(40)史料によると、註(37)史料を受けて、中村氏が江原氏に幻住庵に寄進した下地の注文を相違なきように命じている。そして、田数を書き立てたところ、斗代に相違があるので、幻住庵とよく相談するようにとも記されている。中村氏は倭文荘代官職を保持していたが、江原氏は又代官的な存在であつたと考えられる。

永正十八年の寄進に関しては、江原和泉守佐次の残した史料によつて、その理由をうかがうことができる⁽⁴¹⁾。註(41)史料は、江原佐次の寺領支証施入状である。そこでは、幻住庵領である大井荘、倭文荘、久米荘などの寄進状計八九通が江原氏によつて、幻住庵に施入されているのである。そもそも江原氏は、浦上村宗の配下の中村氏に仕え、永正十七

年(一五二〇)から美作各地を従軍していた。この一連の戦いによつて、幻住庵の寄進状などは散失したという。江原氏は厚い信仰心から失われた寄進状を集め、先のとおり幻住庵へ施入したのである。そして、改めて中村則久から寄進状を獲得し、倭文荘に新寄進したのである。つまり、中村則久は倭文荘の代官であつたが、より幻住庵と近い関係にあつたのは、江原氏であつたことがわかる。

大永五年(一五二五)七月、江原佐次は丹治久清が倭文荘安任名を寄進するのの際して、袖判を加えている⁽⁴²⁾。註(42)史料中には、「時代官江原和泉守佐次既加初判畢」と記されており、この頃江原氏は倭文荘の代官職を獲得したものと考えられる。江原氏の判があることによつて、寄進は「永代亀鏡」の効力を持ったのである。この頃から、江原氏はいっそう在地に浸透し、自立した領主として活動することになる。

ところで、美作国においては、領主が徴税単位である名を編成・掌握したことが長光徳和によつて指摘されている⁽⁴³⁾。そして、幻住庵には倭文荘以外にも、神戸郷が寄進されているが、史料の一部を提示すると次のような記載がある⁽⁴⁴⁾。

評神保松 一、壹段六斗代百文上成 百五十文段銭 難波七郎左衛門作
評開 一、壹段六斗代百文上成 百五十文段銭 丹澤新左衛門作

この史料を見る限りにおいては、既に名請人である作人が把握されていることがわかる。しかも、難波氏、丹澤氏の詳細は不明であるが、武士身分であることは疑いなく、未だ兵農未分離の状態であることをうかがえる。このように、美作国では領主が名を単位とした支配を行つており、また名請人を確定するなど、一部ではあるが一職支配を実現したの

である。

文禄三年（一五九四）二月に至り、江原親次は幻住庵に対して倭文荘内の公文村守里・是貞名を寄進している。註（45）史料では、一〇貫と貫文制で表示されているが、田畠の坪付写では、三〇石三〇文と石高を基準にしつつも、三〇文という錢による表記も行われている。文禄三年には宇喜多氏による惣国検地が行われており、倭文荘にも及んでいたことを確認できよう。しかし、この寄進はあくまで倭文荘の名を単位としたものであり、名請人は把握されているが、未だ中世的な趣を残したものであると指摘できるのである。

五 むすびにかえて

もともと美作国は、赤松氏が守護職を務めていた国である。しかし、十五世紀末頃から赤松氏の衰退が進行すると、やがて浦上氏に取って代わられた。ただし、その浦上氏権力でさえも、村宗の没後は美作国に浸透しなかったといっても過言ではない。つまり、美作国に関しては、守護あるいはそれに代わる強大な領主が不在であったのである。そのような政治的状况もあって、中小領主が地域に浸透し、勢力基盤を築き上げる要素が多分にあったといえる。その点を踏まえて、今まで述べてきたことをまとめておきたい。

本稿で述べた美作国の中小領主の特色を列挙すると、次のようになる。

- ① 主要街道および主要河川沿いに城を築き本拠とし、流通・経済に深く関与したと考えられること。
- ② かれら中小領主は判物を発給する、自立した領主権を確立していた

こと。そして、居城を中心として、自領を形成していたと考えられ、地域社会にも深く関わっていたこと。

③ 荘園制の衰退とともに、居城周辺の荘園に自領を設定し、それを配下の在地領主に給与していたこと。さらに知行地の給与に際しては、同時に百姓支配をも命じており、百姓支配もある程度徹底していたこと。また、城領と呼ばれる、城の普請等を賄う所領を保持していたと考えられること。ただ、配下の在地領主に与えられた得分の内容に関しては詳らかでなく、今後の課題である。

④ 他地域（尼子氏）の勢力に従うことがあっても、配下の在地領主に對する恩賞は、美作国の中小領主が主体となっていたこと。

⑤ ①から④までの体制は尼子氏の衰退に伴い（永禄末年頃）、毛利氏・浦上氏が美作国に侵攻することによって弱体化したが、宇喜多氏と連携を結ぶことによって再び勢力の回復を行なったこと。

一般的に地域権力の担い手は、一国あるいは数郡から一郡程度を支配する領主であったといってもよい。彼らは守護・守護代・郡代や奉公衆自身、あるいはそうした勢力と深い関係を持った者が主流であった。しかし、本稿で取り上げた斎藤氏、芦田氏、原田氏などは、その出自すら判然とせず、十六世紀以前に遡ることさえも困難である。裏返せば、美作国に強大な領主権が確立しないがゆえの大きな特徴であった。この特徴は、美作国を「境目の地域」として際立たせることになった。侵攻する側も彼ら中小領主を介して、在地領主層を取り込むより他はなかったのである。

そのような意味で、美作国における中小領主の存在形態は、極めて異

質であるといえよう。つまり、領域支配の前提として、守護職(あるいは守護代、郡代)等を必要とせず、その支配領域も一郡に満たない極めて狭い範囲である。また、彼らは特定の領主の配下に所属することなく、基本的に「連携」を結んだと考えられる。それは、中小領主間の横の「連携」とともに重要であった。本稿では婚姻関係には触れていないが、婚姻による同盟も重視されたと推測される。こうした事実は、経済圏・流通圏を確保することにより、自立した領主権を維持しようとする志向と不可分に結びついていたと考えられる。以上の点は、美作国における中小領主の特質であると指摘できよう。

天正十年以降に宇喜多氏が美作・備前国に覇権を築いたが、中小領主の連合体的な性格は基本的に維持されたままであった。こうした中世的性格を保持した宇喜多氏は、ついに強固な支配権を築くことができず、滅亡へと向かったのである。⁴⁹⁾

〔注〕

- (1) 長谷川博史A「尼子氏的美作国支配と国内領主層の動向」、同B「河副久盛と美作倉敷江見久盛」(同『戦国大名尼子氏の研究』吉川弘文館、二〇〇〇)。長谷川両論文の初出は、岸田裕之・長谷川博史編『岡山県地域の戦国時代史研究』(『広島大学文学部紀要』第五五輯特輯号二)(一九九五)。二つの長谷川論文によって、戦国期における美作国の中小領主(江見氏・三浦氏)の実態が明らかとなったが、残念ながらこれを受け継ぐ研究は乏しいのが現状である。
- そうした乏しい研究状況の中で重要なのは榎原雅治「美作国埴和庄と埴和氏」(『吉備地方文化研究』一六号、二〇〇六)である。この研究では、奉公衆としての埴和氏の活動にも触れられており、美作国の奉公衆を扱ったほとんど唯一の研究である。埴和氏は、現在の岡山県

美咲町を本拠としていたと考えられる。

この他には、『津山市史』第一巻(一九七七)における三好基之の研究により、中小領主の動向が検討されているが、書物の性格上一般向けであるという制約がある。また、森俊弘の編集による『久世町史』資料編・第一巻(二〇〇四)が刊行され、美作国の中小領主の史料がある程度網羅されることとなった。後者の史料集は旧久世町の範囲に止まらず、中世後期の美作国の史料を数多く取り上げているので、今後活用されるべきであろう。

- (2) 拙稿「美作地域における奉公衆の研究」(拙著『戦国期赤松氏の研究』岩田書院、二〇一〇)。初出は、『岡山地方史研究』一一九号(二〇〇九)。拙稿では、美作国に奉公衆が多数存在し、併せて室町幕府の御料所が多いことも指摘した。美作国で強大な領主権が成立しなかったことは、かねてから指摘されているところであるが、その要因の一つとして奉公衆の存在をあげることができる。

- なお、江見氏に関しては、拙稿「美作国江見氏の基礎的研究」(『岡山地方史研究』一二二号、二〇一〇)を参照。
- (3) 寺阪五夫『美作古城史』(作陽新報社、一九七七)。同書には美作国の中世城郭のみならず、美作国の中小領主のことにも多くの紙数を割いている。一次史料だけでなく、後世の編纂物を活用している点に特色がある。

寺阪は美作地域における歴史・民俗の研究者として知られ、数多くの関連著作を残している。同書には数多くの史料が掲載されており、中には所在不明のものも少なくないが、偽文書と考えられるものも収録されている。そうした史料の検討は今後の課題であり、数少ない美作地域の中世史料を補充するうえでも重要な意味がある。なお、長谷川註(1)論文A・Bにおいても、斎藤氏に少し触れられている。

- (4) 貞治三年三月二十四日小田草神社銅鐘銘(『南北朝遺文 中国四国編』第四巻、三五八七号)。
- (5) 天文二十三年二月十三日斎藤實秀判物写(『美作古簡集註解』卷之八)。なお、大野荘に関係する史料としては、次のものがある(いずれも『美

作古簡集註解』卷之八。

西大野地頭分代官職之事、預ケ申條、弥奉公之忠儀肝要者也、仍如件、

永祿六

七月二十三日

櫻井藤兵衛殿

實次(原巻)

西大野之内軽屋分代官職之事、預ケ申候、於向後弥忠儀肝要者也、

正月十一日

櫻井藤兵衛殿

實次(原巻)

この史料を見る限り、齋藤氏は大野荘に地頭職などを保有しており、その代官職に櫻井氏を任じていることが判明する。それらが中世の諸職に由来することは明らかであるが、いかなる経緯で獲得したかなど未解明な部分も多い。なお、当該期に代官職が家臣に対する宛行・安堵の対象となったことは、長光徳和「美作の慶長検地について」(岡山県地方史研究協議会会報)三号、一九六一を参照。また、池享「荘園の消滅と太閤検地」(網野善彦他編『講座日本荘園史 4 荘園の解体』吉川弘文館、一九九九)も参照。

(6) 正木輝雄・矢吹正則編、矢吹金一郎校訂『新訂作陽誌』(作陽新報社、一九七五)によると、櫻井氏は齋藤氏の家臣であると記されている。また、編纂物の『笠庭寺記』には「勝北郡賀茂郷桜井伴行」とあるが、この櫻井氏の祖先にあたるものか詳らかでない。参考として掲出しておく。

(7) 永祿二年十二月十八日齋藤實秀判物写(『美作古簡集註解』卷之八)。なお、永祿九年(一五六六)に櫻井氏が薪郷の内長瀧分として春・秋の段銭を給与されていたことは、次の史料でも確認することができる(『美作古簡集註解』卷之八)。

永祿九

四月二十七日

櫻井藤兵衛殿

親實(原巻)

この史料によつて、齋藤氏が薪郷に春・秋の段銭を賦課・徴収していたことが明らかであり、小田草城周辺の自領にも権限を有していた可能性が高い。また、段銭徴収権は浦上氏などの上級権力を介しているといと推測され、齋藤氏が同地の周辺に独自に領主権を確立した証となる。

(8) (永祿二年)十二月十六日牛尾員清書状写(『美作古簡集註解』卷之八)。

(9) 永祿九年正月十一日齋藤親實判物写(『美作古簡集註解』卷之二)。なお、親實が太田氏に知行地を給与した史料には、次のものがある(『美作古簡集註解』卷之一)。

今度者於宮部・高味・籠屋、被及合戦、被敵討捕高名之段無比類候、就夫久保田之内宮茂分并孫次郎分令扶助候、弥向後忠節専用之者也、仍如件、

永祿九

九月七日

太田新九郎殿

親實(原巻)

この史料は宮部における合戦での太田氏の戦功に対して、久保田の内宮茂分と孫次郎分を給与したものである。宮部は津山市西部に位置しており、尼子氏と浦上氏との交戦であったと考えられる。久保田は「公保田(くほうでん)」とも書き、香々美荘内にあった。齋藤氏が香々美荘に権益を有していたことを裏付けるものであろう。なお、尼子義久家臣人数帳(「佐々木文書」二三七号『戦国大名尼子氏の伝えた文書』)によると、永祿九年に義久の家臣平野久利が小田草城に向かったことが記されている。この事実も、齋藤氏と尼子氏との関係をうかがわせる。

(10) 天正九年九月二十二日中村頼宗判物写(『美作古簡集註解』卷之八)。

(11) 天正九年九月二十三日中村頼宗書状写(『美作古簡集註解』卷之八)。

(12) (年末評) 九月十七日中村頼宗書状写(『美作古簡集註解』卷之八)。

(13) 天正九年五月二十八日中村頼宗判物写(『美作古簡集註解』卷之八)。

- (14) (年未詳) 六月九日中村頼宗書状写 (『美作古簡集註解』卷之八)。
 (年未詳) 七月廿日中村頼宗書状 (『立石家文書』二号『岡山県古文書集』第三輯)。
- (15) 秋山伸隆「毛利氏発給の感状の成立と展開」(同『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八)は毛利氏の感状を分析し、書下形式から書状形式に変化した理由について「感状」恩賞宛行の約束↓明所不足↓家臣の不満の回路を断ち切るため、恩賞給付の確実性が高い書下形式の感状の給付を制限したことに伴う代替措置」であると述べている。秋山の指摘は、中村氏のみならず美作国の中小領主のケースにも当てはまるであろう。
- ちなみに天正年間における備前・美作国においても、明所不足は深刻な問題であり、浦上宗景がその対処に苦勞している。毛利氏と同様に、戦乱が激化すればするほど問題は深刻化していったと推測される。備前・美作国における明所不足の詳細は、拙稿「備前国浦上宗景の権力構造」(『鷹陵史学』三六号、二〇一〇)を参照。
- (16) 天正九年九月十日斎藤近実書状 (『美作米井家文書』八号『岡山県古文書集』第三輯)によると、原田兵衛尉の戦功に対して、知行地を給与している。その内訳は「野介庄内鳥取久兵衛分」「薪郷内井上三郎左衛門分」などいずれも小田草城付近であった。
- (17) 永禄三年二月二十四日芦田秀家書状 (『美作中尾家文書』『久世町史』資料編・第一巻・編年資料、二二二号)。
- (18) 永禄三年九月十六日芦田秀家判物 (『美作中尾家文書』『久世町史』資料編・第一巻・編年資料、二二五号)。
- (19) 永禄四年十二月二十日芦田秀家判物 (『美作中尾家文書』『久世町史』資料編・第一巻・編年資料、二二八号)。なお、永禄十年三月二十七日某秀行書状 (『美作中尾家文書』『久世町史』資料編・第一巻・編年資料、三六〇号)によると、友永跡職を預け置かれており、諸公事の皆済を求められている。書状発給者の秀行は、芦田氏の一族に連なる人物と推測される。このように、中尾氏は芦田氏から諸公事・年貢徴収を請け負う有力な在地領主であった。
- (20) 永禄六年九月三日宇山誠明書状 (『美作中尾家文書』『久世町史』資料編・第一巻・編年資料、二六三号)。なお、同史料に関する『久世町史』の解説を参照。
- (21) 元龜二年九月晦日芦田正家書状写 (『作陽誌』『大日本史料』第十編之六)。
- (22) (永禄五年カ) 十月十四日斎藤実秀・芦田秀家連署書状写 (『美作総社文書』九号『岡山県古文書集』第三輯)。
- (23) 年未詳十一月十日尼子晴久判物 (『中山神社文書』二号『岡山県古文書集』第三輯)。
- (24) 天文二年十一月七日尼子詮久 (晴久) 判物 (『岡田家文書』一号『岡山県古文書集』第三輯)。
- (25) 天文八年二月十三日尼子詮久 (晴久) 判物、天文八年二月十三日尼子詮久 (晴久) 判物 (『木山寺文書』三・四号『岡山県古文書集』第三輯)。
- (26) (永禄九年) 閏八月二十五日斎藤親實起請文 (『石見牧家文書』五八号『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二)。
- (27) (永禄七年) 十一月十七日井上利宅書状 (『岡田家文書』六号『岡山県古文書集』第三輯)。なお、前原茂雄「中世美作の村落社会」(『美作地域史研究』創刊号、二〇〇八)および拙稿「美作地域における伝統芸能について―中近世の神楽を中心に―」(『美作地域史研究別冊 美作地域における伝統芸能の研究に関する調査報告書』美作大学地域生活科学研究所、二〇〇九)を参照。
- (28) (永禄七年) 十一月十七日満願寺宥勢書状 (『岡田家文書』六号『岡山県古文書集』第二輯)。
- (29) 永禄十二年四月三日毛利元就判物 (『中山神社文書』四号『岡山県古文書集』第二輯)、永禄十二年四月三日毛利元就判物写 (『総社文書』一号『岡山県古文書集』第二輯)。
- (30) 永禄十二年四月三日平佐就言・井上就重・大庭賢兼連署奉書 (『中山神社文書』四号『岡山県古文書集』第二輯)。永禄十二年十二月十二日浦上宗景判物 (『中山神社文書』四号『岡山県古文書集』第二輯)。

によって、中山神社社家中に諸役免除と祭礼行事の執行が命じられており、毛利氏・浦上氏権力の浸透を確認することができる。

(31) (永禄十二年)八月二十日毛利元就・同輝元連署書状(「原家文書」六号『岡山県古文書集』第二輯)。

(32) 誕生寺に關しては、水野恭一郎「美作誕生寺の歴史」(同『武家社会の歴史像』国書刊行会、一九八三)を参照。原題・初出は「美作誕生寺についての若干の考察」(恵谷隆戒先生古稀記念会編『浄土教の思想と文化』佛敎大学、一九七二)。

(33) 弘治二年三月吉日原田貞佐判物(「誕生寺文書」二号『岡山県古文書集』第四輯)。

(34) 永禄十二年三月二十六日誕生寺御影堂建立奉加帳写(「誕生寺文書」三号『岡山県古文書集』第四輯)。

(35) 豊楽寺由緒書、豊楽寺永代帳(「豊楽寺文書」二六、二七号『岡山県古文書集』第一輯)。

(36) 天正二年三月十三日宇喜多直家起請文(「原田文書」『大日本史料』十編之二十一)。この史料は、宇喜多直家と浦上宗景の決定的な決裂を示す根拠史料である。この事実を直家が原田氏に伝えているところを見ると、原田氏は有力な味方になりうると、直家は判断したと考えられる。

なお、原田氏は天正年間以降も、誕生寺との関係を断つことがなかった。天正十二年三月十五日誕生寺御影堂厨子造立棟札写(「誕生寺文書」四号『岡山県古文書集』第四輯)によると、同年原田氏は一族十六人をあげて、御影堂の厨子を造立している。

安政六年二月日原田貞佐廟所再興奉加帳(「誕生寺文書」二七号『岡山県古文書集』第四輯)は、亡き原田貞佐の冥福を祈るために廟所が再興されたときの奉加帳である。この奉加帳によると、原田貞佐は天正十四年に亡くなったことが判明する。その子行佐は天正二十年、行佐の子忠佐は元和七年に亡くなったことがわかる。恐らく忠佐までは、同地における原田氏の影響力が強かったと推測される。

(37) 永正十八年三月五日中村則久寄進状写(「幻住寺文書」二号『岡山県

古文書集』第四輯)。

(38) 須磨千頼「賀茂別雷神社領美作国河内庄・倭文庄」(同『莊園の在地構造と経営』吉川弘文館、二〇〇五)。初出は、『アカデミア』八七号(一九七二)。

(39) 大永元年十二月十日中村則久請文案(「加茂神社古文書」『大日本史料』九編之十四)。

(40) (永正十八年)三月五日中村則久書状写(「幻住寺文書」三号『岡山県古文書集』第四輯)。

(41) (永正十八年)四月十五日江原佐次寺領支証施入状写(「幻住寺文書」四号『岡山県古文書集』第四輯)。註(40)史料の宛先は、江原藤兵衛となっており、実名は記されていない。ところが、それほど時間を経ていないこの史料には、江原和泉守佐次と記されている。江原藤兵衛と江原和泉守佐次は同一人物であると考えられるが、決定的な史料はない。改めて検討する機会を持ちたい。

(42) 大永五年七月十三日丹治久清寄進状写(「幻住寺文書」六号『岡山県古文書集』第四輯)。

(43) 長光註(5)論文を参照。

(44) 享禄三年六月二十一日中村之治・大蔵秋清連署寄進状写(「幻住寺文書」七号『岡山県古文書集』第四輯)。神戸荘は、現在の岡山県津山市神戸に所在した。

(45) 文禄三年二月九日江原親次寄進状写(「幻住寺文書」一〇号『岡山県古文書集』第四輯)。

(46) 文禄三年二月九日江原親次寄進田畠坪付写(「幻住寺文書」一〇号『岡山県古文書集』第四輯)。

(47) この間の事情に關しては、さしあたり畑和良「浦上村宗と守護権力」(『岡山地方史研究』一〇八号、二〇〇六)を参照。

(48) 城領とは、城の普請などを賄うための領であったと考えられる。宇喜多秀家の時代には、そうした城領の性格もあって、「無役」つまり役負担は課せられなかった。なお、城領に關しては、拙稿「豊臣期宇喜多氏検地再考」(『皇學館論叢』二五七号、二〇一〇)を参照。

(49) 光成準治『関ヶ原前夜―西軍大名たちの戦い』(日本放送出版協会、二〇〇九)、大西泰正『豊臣期宇喜多氏と宇喜多秀家』(岩田書院、二〇一〇) 所収論文などを参照。なお、宇喜多秀家の権力基盤については、前掲註(48) 拙稿「豊臣期宇喜多氏検地再考」を参照。

(わたなべ だいもん 文学研究科日本史学専攻博士後期課程修了)

(指導・今堀 太逸 教授)

二〇一〇年九月十六日受理

